

しっかい君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。

## 2020年4月1日から、 改正民法が施行されます！

民法改正で、私たちの生活のルールが変わるよ！



しっかい君



のんびりパーバ

民法は日常生活の基本ルールを定めている法律です。約120年前に制定されており、「契約に関する基本的なルール」が定められた債権関係の部分が、現代社会にあわなくなり、2017年5月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、約200項目改正され、2020年4月1日から施行されます。

改正は、「Ⅰ 明文化されていなかった基本ルールの明文化」、現代社会に適應するよう「Ⅱ 今までの条文の変更」及び「Ⅲ 新たな条文の設置」となっています。



せっかちジージ



うっかり君

知ってほしい改正のポイント、  
まとめました。

“困った、どうしようと思ったら”

**消費者ホットライン**



い や や

**188** (局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。

# I 基本的ルールの明文化

口約束でも契約が成立することが明記されました！



きまじめパパ

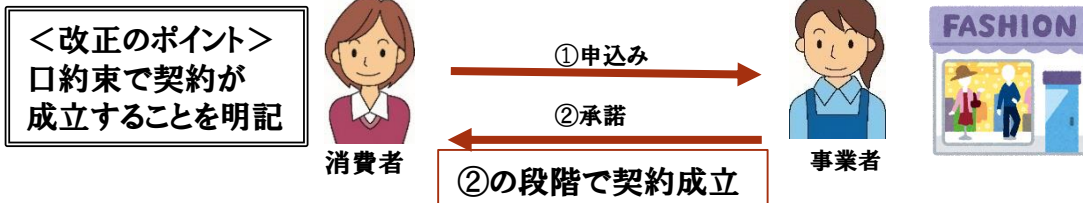
## (1) 契約の成立(改正民法第522条)

### 【質問】

お店で、気に入ったデザインの洋服を見つけたが自分に合うサイズがなかったので、取り寄せてもらうことにした。ところが、他の店で自分に合うもっと素敵な洋服を見つけた。先の注文をキャンセルしたい。

### 【回答】

契約は、法令に特別な定めがある場合を除き、お互いが合意すれば口約束でも成立するため、消費者の都合で一方向的にキャンセルすることはできません。



※1

## (2) 意思能力制度(改正民法第3条の2)

### 【質問】

訪問販売で、重度の認知症の母が屋根の修理工事の契約をした。母は契約内容を理解していない。屋根の修理工事は完了しているが、契約をなかったことにしたい。

### 【回答】

意思能力のないときにした契約は無効です。したがって、なかったことにできます。



※1 意思能力とは、行為の結果を判断するに足るだけの精神能力。重度の認知症は意思能力を有しないものとされ、意思能力を有しないものがした行為は無効となる制度。

## (3) 賃貸借契約(改正民法第622条の2・第621条)

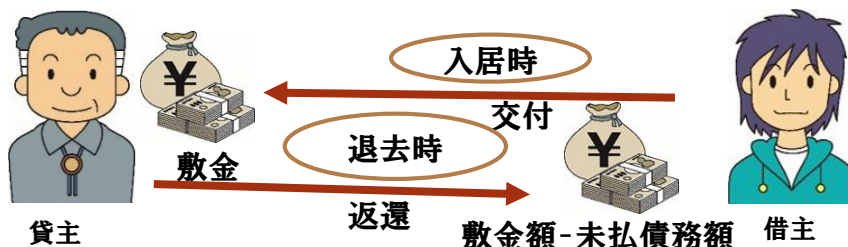
### 【質問】

借りていた部屋を退去することになった。借りる際に払った「敷金」「礼金」は返してもらえるのか。

### 【回答】

「敷金」は家賃などの滞納や原状回復費用等債務の担保として貸主に預ける金銭です。滞納や部屋の施設を壊すなどの損害を与えていなければ原則として全額返還されます。「礼金」は、貸主へのお礼です。担保として預けている金銭ではないため返還されません。

<改正のポイント>  
賃貸住宅の通常損耗、経年劣化等は原状回復義務を負わないことを明記



通常生じる汚れや傷の例  
・家具設置による設置跡  
・テレビ、冷蔵庫等の後部背面の黒ずみ  
・クロスの変色など

## II 社会経済の変化に対応した変更

### (1) 保証人の保護に関する改正(改正民法第465条の2)

#### 【質問】

2020年4月以降に甥がハイツに入居することになり、連帯保証人になるよう頼まれた。契約書を見ると限度額(保証人が支払の責任を負う上限額)の定めがない。この契約は有効か。

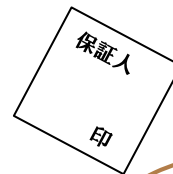
#### 【回答】

2020年4月1日以降、個人が限度額(上限額)の定めのない保証人になる根保証契約は無効となりました。

契約の成立には、限度額の金額を明確に定め、書面または電磁的記録による必要があります。

※2 連帯保証人は共同で責任を負うことから、主債務者が返済できる財産がありながら、返済しない場合でも、一切の責任を負って返済する義務があります。

※3 将来発生する不特定の債務のため、契約時には金額が定まっていない保証。



借主(主債務者)

連帯保証人

定型約款を知らなかったと、言えません!



### (2) 定型約款に関する規定(改正民法548条の2)

#### 【質問】

インターネットで利用規約に同意して靴を購入した。サイズが合わなかったので、返品しようと思いの連絡をしたところ、約款に返品できないとあるので、返品できないといわれた。返せないのか。

#### 【回答】

定型約款を契約内容にするとの合意または表示がある場合、消費者が定型約款を読んでも、条項の内容に合意したことになりますので、返品できません。

ただし、消費者の利益を一方的に害する不当条項や不意打ち的な条項は合意したと見なされません。例えば、キャンセルに伴う高額な違約金などが該当します。

<改正のポイント>

新たに定型約款のルールが設けられました。



利用規約

利用規約に  
同意する

同意しない

※1 「定型約款」とは、「定型取引」(ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの)の契約の内容とすることを目的に、特定の者によって準備された条項の総体をいう。

定型約款に該当するもの

・鉄道・バスの運送約款 ・電気・ガスの供給約款 ・保険約款  
・インターネットサイトの利用規約 等

※4

### (3) 法定利率(改正民法404条の第2項～第5項)

法定利率が5%から3%に引き下げられ、3年ごとに法定利率が見直されます。

※4 契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される利率です。

## (4) 消滅時効(改正民法166条)

### 【質問】

2020年4月に知人から「就職したら返済するから」と頼まれ10万円貸した。その後2021年4月に就職していることを2022年4月に知った場合、いつ時効になるのでしょうか。

### 【回答】

債権の消滅時効が変更され、図1のようになります。

債権の消滅時効は「権利を行使することができる時」から10年の原則は維持されていますが、職業や取引内容によって個別に定められていた債権等の短期の消滅時効が廃止され、「権利を行使することができることを知った時」から5年に統一されます。

起算点		
原則	権利を行使できる時から	10年

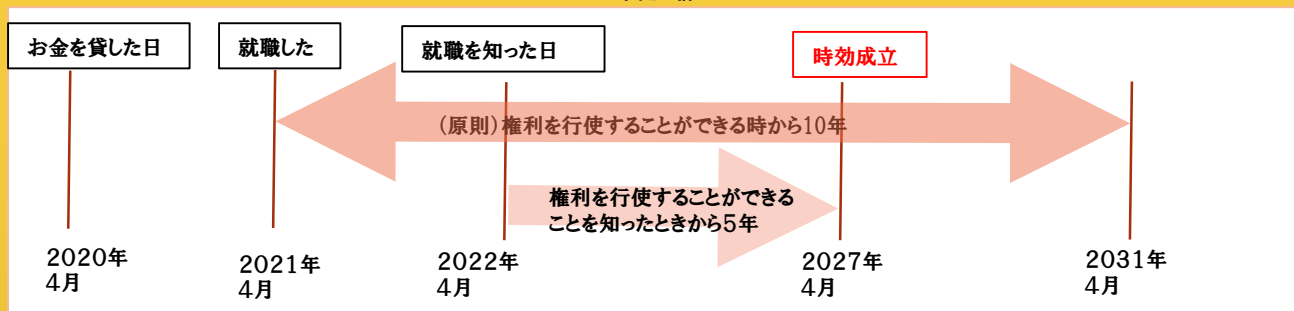
旧ルール

債権の種類	起算点	時効期間
医師の診療報酬	権利を行使することができる時から	3年
弁護士報酬		2年
飲食・宿泊代金		1年
商取引債権		5年

**新設**

起算点	時効期間
知った時から	5年

図1 新ルール



※新しい民法は2020年4月1日以降に締結された契約のみに適用されるなどの範囲が定められています。実際にトラブルに遭った場合は、改正民法の適用等があるか確認してください。

## お役立ち情報

- 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
- 法改正の説明 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

ひとりで悩まないで、

まずは相談!

### 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

消費生活相談

☎ 0742-36-0931

月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く

消費者教育・啓発

☎ 0742-32-0621

(共通) FAX 0742-32-2686

### 奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085 大和高田市片塩町12番1号 大和高田市市民交流センター3階

消費生活相談

☎ 0745-22-0931

FAX 0745-22-4999

月～金 9:00～16:30 年末年始、祝休日は除く

消費者ホットライン

いやや  
☎188